

令和9年度コミュニティ助成事業の申請・実施の流れについて

応募意向調査票の提出

【応募者→総合政策課】

<令和8年9月14日（月）17時まで>厳守

ヒアリング【応募者・総合政策課】

・応募内容について、役場総合政策課にて応募者に対し、聞き取りや確認を行います。

書類作成・提出【応募者→総合政策課】

<令和8年9月24日（木）17時まで>厳守

・（一財）自治総合センターの指定する必要書類を作成し、総合政策課に提出していただきます。

※必要書類・・・申請書、事業収支の内訳、事業計画及び予算書、見積書（写し）、備品カタログのカラーコピー、自治会等規約、総会資料等

書類取りまとめ・提出

【総合政策課→岩手県】

・提出していただいた書類を取りまとめ、県に提出します。（令和8年10月上旬必着）

審査（（一財）自治総合センター）

交付決定通知

【（一財）自治総合センター →岩手県
→総合政策課→応募者】

・事業が採択された場合、令和9年4月頃、県から交付決定通知がありますのでお知らせします。

補正予算措置（雫石町）

事業実施

<原則、令和9年6月下旬以降>

・事業採択決定後に、町の予算要求を行いますので、事業実施は町の予算措置決定後に行っていただくこととなります。

実績報告書の作成・提出

【応募者→総合政策課

→岩手県→（一財）自治総合センター】

<事業終了後から2ヶ月以内に必着>

・報告書、支払関連書類（領収書等）、管理運営規定及び備品台帳、カラー写真等の書類を整え、総合政策課に提出していただきます。
（総合政策課→県に提出）

※（3）地域防災組織育成助成事業の申請等については、上の流れの「総合政策課」を「防災課」と読み替えるものとします。